

田辺市審議会等の会議の公開に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、田辺市情報公開条例（平成17年田辺市条例第15号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに、市民による市政への参加を進めるのに資することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この指針の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査又は調査等を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の会議（以下「会議」という。）とする。

(会議の公開の原則等)

第3条 会議は、公開を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、審議事項が条例第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当するときは、非公開とする。この場合において、不開示情報に該当するかどうか疑義があるときは、審議会等が実施機関の意見を聴いて、公開又は非公開を決定する。

3 審議会等は、前項に定めるもののほか、会議を公開することにより公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるときは、非公開の決定をすることができる。

(会議開催の事前公表)

第4条 実施機関は、その定めるところにより、公開する会議の日時、場所等をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第5条 条例第5条各号に掲げる者、報道関係者その他審議会等が認める者は、第3条第2項及び第3項の規定により会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、会議を傍聴することができる。

(会議資料の提供)

第6条 会議の傍聴者は、会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、会議資料（不開示情報が記録されている資料を除く。）の提供を求めることができる。ただし、会議資料が、図面、地図、写真、報告書その他経費等の関係で配布が困難なものについては、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第7条 実施機関は、その定めるところにより、公開された会議に係る会議録の写しを閲覧に供するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第8条 会議の公開等について法令、条例等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この指針は、平成19年11月1日から施行する。